

令和2年 7月22日
四国地方整備局

「四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について」

～令和元年度活動結果及び令和2年度活動方針～

四国地方整備局では、建設業者の法令違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年4月に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、建設業者の法令遵守に取り組んでいます。

今般、令和元年度の活動結果及び、令和2年度の活動方針をとりまとめました。

1. 令和元年度活動結果 【詳細 別紙1】

(1) 建設業者に対する立入検査等の実施件数

| | 令和元年度 |
|----------|-------|
| 立入検査等の実施 | 43社 |

(2) 監督処分・勧告の実施概要

| | 令和元年度 |
|------|-------|
| 監督処分 | 1件 |
| 勧告 | 13件 |

(3) 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

| | 令和元年度 |
|-------|-------|
| 通報・相談 | 14件 |

(4) 建設業者に対する講習会等の実施状況

| | 令和元年度 |
|---------|-------|
| 講習会等の実施 | 20回 |

2. 令和2年度活動方針 【詳細 別紙2】

推進本部の設置以降、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところですが、依然として、書面の不作成等の不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、引き続き法令遵守の徹底に向けて各種取組を推進します。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長

相澤 洋

建設専門官 池本 毅

(087)811-8314 (内線 6121・6144)

(別紙1)

令和元年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動結果

1. 建設業者に対する立入検査等の実施件数 ※ () 内数は各県と連携して開催したもの

| | 令和元年度 |
|--------------|----------|
| 大臣許可業者への立入検査 | 35社 |
| 知事許可業者への立入検査 | 8社 (8社) |
| | 43社 (8社) |

【立入検査(大臣許可業者)実施の内訳】

| | |
|--------------------------------|-----|
| ・下請取引等実態調査結果を端緒としたもの | 21社 |
| ・過去に指示・勧告等を受けた業者へのフォローアップによるもの | 2社 |
| ・新規に大臣許可業者になったもの | 6社 |
| ・社会保険加入対策として行ったもの | 6社 |

2. 監督処分・勧告の実施概要(大臣許可業者)

| | 令和元年度 | 主な処分事由 |
|------|-------------|--|
| 許可取消 | 0件 | |
| 営業停止 | 1件 | 刑法違反(談合罪) |
| 指示 | 0件 | |
| 勧告 | 13件 (8社) | 契約書面不作成(変更契約含む) 8件 施工体制台帳等記載不備 4件 法定見積期間不足 1件 ※1社に対して複数の項目を勧告している場合があるため、勧告件数と勧告対象社数は一致しない。 |

【勧告事由の主な傾向】

例年、契約書面不作成(変更契約含む)など、不適切な契約手続に起因するものが多数を占めている。

3. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

| | 令和元年度 |
|-------------------------|-------|
| 駆け込みホットライン等に寄せられた通報、相談等 | 14件 |
| うち、法令違反疑義情報 | 8件 |

※通報、相談等の主な内訳

| | | | |
|-----------------|----|-----------------|----|
| ・業法違反の疑義に関するもの | 7件 | ・請負代金の不払いに関するもの | 3件 |
| ・業法関係問い合わせ | 2件 | ・施工不良に関するもの | 1件 |
| ・他法令違反の疑義に関するもの | 1件 | | |

4. 建設業者に対する講習会等の実施状況 ※ () は各県と連携して開催したもの

| | 令和元年度 |
|------------|-------------------|
| 講習会等の開催回数 | 20回 (13回) |
| 講習会等への参加者数 | 約2,300名 (約1,800名) |

※ 幅広く法令遵守の理解を深め、下請取引の適正化を推進するため、四国各県と連携した講習会を広く実施

令和2年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

平成19年度に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部を設置し、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、書面の不作成等の不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けた活動を継続して実施することが必要である。

ついては、令和2年度の活動方針を以下のとおり定め、適正な対応を図っていくこととする。

1. 法令違反情報等の収集

地方整備局に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(以下「各種相談窓口」という。)にて、広く法令違反情報等の収集に努める。

これらは、個別相談対応ツールとして、また情報収集窓口として重要な役割を担っており、その積極的な活用を促す観点から、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する等、一層の周知にも努める。

2. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって主に元請建設企業となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところであるが、建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、積極的に周知を図る。

特に、本年10月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。

- ① 改正法第19条第1項(建設工事の請負契約の内容)
- ② 同 第19条の5(著しく短い工期の禁止)
- ③ 同 第20条第1項(建設工事の見積り等)
- ④ 同 第20条の2(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)
- ⑤ 同 第24条の3第2項(下請代金の支払)
- ⑥ 同 第24条の5(不利益取扱いの禁止)
- ⑦ その他改正事項

3. 立入検査の実施等

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

【検査対象】

立入検査は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規及び許可換えにより建設業許可を取得した建設企業や、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業、不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施する。

なお、不正行為等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

【その他】

- (1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入れに限る）については建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。
- (2) 建設業を支える優秀な担い手を確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、次の①及び②について確認等を行う。
 - ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
 - ② 建設業退職金共済制度への加入の有無（加入している場合は証紙の交付状況）

4. 「建設業取引適正化推進月間」の取組

11月の「建設業取引適正化推進月間」において、四国各県との連携も踏まえた講習会等の開催を行い、下請取引の適正化に関する普及・啓発、社会保険加入対策等の各種取組の周知を行うとともに、その広報を積極的に行う。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという実態を踏まえ、あらゆる機会を通じて、一層の周知に努める。

6. 関係機関との連携

10月施行の改正建設業法や改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」の周知のほか、立入検査、講習会・研修会等の合同開催、講師派遣、各種相談窓口周知など、建設業法令遵守推進にかかる各種取り組みについて、引き続き、四国各県や建設関係団体等との連携に努める。

7. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 立入検査の実施又は講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を図る。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号）の趣旨・内容を建設業企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図る。

- ③ 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。

また、必要に応じ、発注部局及び都道府県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。